平成 29 年 1 月 29 日

国際戦略推進機構運営委員会決定

国際戦略推進機構長決裁

改正: 平成 30 年 2 月 7 日 令和元年 8 月 1 日

(目的)

第1 本指針は、学生海外派遣事業(以下「海外派遣事業」という。)によって派遣される 横浜国立大学(以下「本学」という。)の学生が渡航前に準備すべきことを定め、学生 本人に危機管理の必要性を意識づけることによって海外派遣事業実施中における事件 や事故の発生可能性を低減させることを目的とする。

(海外派遣事業の定義)

- 第2 本指針の対象となる海外派遣事業は、次の各号に掲げるものをいう。
 - (1) 本学又は本学の教職員が企画した研修、インターンシップ、学術渡航又は本学から奨学金等資金を得て海外渡航するもの
 - (2) 日本政府、政府の外郭団体又は自治体等が企画した海外渡航事業で、本学が募集、 参加者決定又は催行の一部に関与するもの
 - 2 海外での学会参加については、当分の間、本学から奨学金を得て参加する場合を除いて、本指針の対象としない。

(危機管理対策)

- 第3 海外派遣事業によって派遣されることが確定した本学学生は、海外渡航前に次の各号に掲げる全ての行為をしなければならない。
 - (1) 「誓約書」を熟読し、父母等連絡人と共に自署すること。
 - (2) 国際戦略推進機構長が指定する海外渡航時の安全確保に関する講義(各学部又は 大学院において行われる講義で、国際戦略推進機構長がこれに準ずると認めたも のを含む。)を受講すること。ただし、いずれかの講義を受講した学期の末日から 起算して12ヶ月以内に渡航する場合は、この限りでない。
 - (3) 海外安全危機管理サービス (OSSMA) に加入すること。ただし、本学が認める代替措置がある場合にはこの限りでない。

附則

この指針は平成29年4月1日から施行する。

附目

この指針は平成30年2月7日から施行する。

附則

この指針は令和元年10月1日から施行する。ただし、改正前の第3第2号に定めるいずれかの講義を、この指針の施行の前日までに受講した者が令和2年3月末日までに渡航する場合は、なお従前の例によることができるものとする。